

高齢福祉課長 様

食品生活衛生課長

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」におけるエンゼルケアの取扱いについて（通知）

このことについては、令和5年1月13日付け4健第11501号で通知したところですが、一部の医療機関や高齢者施設等において、適切なエンゼルケア（死後処置）が行われていない状態で、葬祭業者に御遺体を引き渡される事例があるとの情報がありました。

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」では、エンゼルケアの取扱いについて、下記のとおり記載されていますので、御承知の上、高齢者施設等への周知をお願いします。

#### 記

#### 【ガイドライン抜粋】

P4 <本ガイドラインのポイント>

- （感染予防策を実施する期間を満了する前に亡くなられた場合、）遺体に適切な感染対策（清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行う等）を講ずることにより、通常の遺体と同様に取り扱いことができ、納体袋に収容する必要はなくなります。

※ただし、遺体の状況により納体袋の使用をお願いいたします。損傷が激しい遺体、解剖後の遺体等、体液漏出のリスクが非常に高いと想定される場合は、納体袋をご使用ください。

- 感染予防策を実施する期間を満了した後に亡くなられた場合の遺体は、通常の遺体と同様に取り扱いことができ、納体袋に収容する必要はありません。

P8 第2章 個別の場面ごとの感染管理上の留意点

- 高齢者施設等や自宅で亡くなられた場合、臨終後の対応、エンゼルケア（死後処置）は、医療従事者や施設職員等、遺体等を取り扱う事業者の方が地域の実情等に応じて対応いただくこととなります。

P24 Q&A

問12 高齢者施設内で療養していた方が新型コロナウイルス感染症により亡くなった場合、エンゼルケア（死後処置）は誰が行うことが考えられますか。

高齢者施設内で療養していた方が新型コロナウイルス感染症により亡くなられた場合は、地域の実情等に応じてエンゼルケア（死後処置）を行っていただくこととなりますが、当該施設の看護職員や当該施設に応援で派遣されている協力医療機関等の看護職員などがエンゼルケア（死後処置）を行うことが考えられます。

#### 【エンゼルケア（死後処置）】

ガイドラインP12を参照してください。